

第23回全国高等学校少林寺拳法選抜大会 実施要項

1. 目的：大会は、教育活動の一環として高等学校（後期中等学校を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、少林寺拳法の正しい姿を一般に公開して、高校生として健全な精神と肉体を育成することを目的とする。
2. 期日：
令和2年3月21日（土） 9:00～18:30
3月22日（日） 8:10～17:00
3月23日（月） 8:10～14:30
3. 会場：
善通寺市民体育館
〒765-0031 香川県善通寺市金蔵寺町398番地6
TEL 0877-62-7400
4. 主催：
一般財団法人少林寺拳法連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部
5. 共催：
公益財団法人全国高等学校体育連盟
6. 後援：
スポーツ庁・公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本武道館・少林寺拳法振興議員連盟・香川県・岡山県・香川県教育委員会・岡山県教育委員会・善通寺市・善通寺市教育委員会・多度津町・多度津町教育委員会・公益財団法人香川県スポーツ協会・公益財団法人岡山県スポーツ協会・香川県高等学校体育連盟・岡山県高等学校体育連盟・四国新聞社・OHK岡山放送（申請予定）
7. 主管：
香川県高等学校体育連盟少林寺拳法専門部
8. 競技種目：
男女別に次の種目とし、種目ごとの人数・演武時間を次のように定める。

種目	人数	演武時間	武階（資格）
団体演武の部	6名	1分30秒～2分	—
自由組演武の部	2名	1分30秒～2分	3級以上に限る
規定組演武の部	2名	1分30秒～2分	4級以下に限る
自由単独演武の部	1名	1分00秒～1分15秒	3級以上に限る
規定単独演武の部	1名	1分00秒～1分15秒	4級以下に限る
弁論の部	1名	—	—

※ 上記の自由組演武出場者は両者が3級以上、規定組演武出場者は両者が4級以下であること。

9. 競技方法

[基準] 「(一財) 少林寺拳法連盟競技規則」「全国高等学校少林寺拳法選抜大会規則」に基づき行う。

同規則に記載なき事項は、「本大会実施要項及び申し合わせ事項」「全国高等学校少林寺拳法大会規則」を準用する。

①男女混合の組み合わせは、不可とする。

②団体演武の部のみ兼ねて出場できる。

(団体演武と組演武、団体演武と単独演武の重複出場は可)

③団体演武の部は、1・6構成については単独演武、2~5構成については組演武にて行うこととする。なお、構成の組み方については自由とする。詳細については別途記載のとおりとする。

④地区予選参加申し込み時に登録した者以外の者を含むときは失格とする。

⑤団体演武の部については8名まで登録でき、そのうち6名が演武を行う。

⑥規定組演武の部は、指示した技をそれぞれの構成の最初に入れて順序どおり行うこと。

但し、同じ技を交代で行う必要はない。

⑦規定単独演武の部は、指示した技をそれぞれの構成の最初に入れて順序どおり行うこと。

10. ゼッケン・道衣など

※本選抜大会用ゼッケンをつけること。なお、指定している位置、方法でつけること。

道衣は、一般財団法人少林寺拳法連盟競技規則服装規定の定めるものとし、道衣以外のもの

(例. 脇、はちまき、ワッペンなど) の着用は禁止する。

(袖まくり、裾おり、極端に大きな道衣の着用を禁止する。)

11. 表 彰

①各種目とも技能優秀と認められる上位6位までを決め、賞状を授与する。

②最優秀都道府県賞（男子・女子）

ア 男女それぞれに、都道府県ごとの総合得点の最も優秀と認められた都道府県に公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部より最優秀旗を授与する。

イ 都道府県の総合得点は、各種目において次の得点を加算する。

※1位に10点・2位に8点・3位に6点・4位に5点・5位に4点・6位に3点を加算する。

ウ 同点の場合は、1位の組数が多い都道府県に賞を与える。

※1位数が同数の場合は2位の組数で、以下同様にして一都道府県を選出する。

③各種目の優勝杯、最優秀都道府県賞旗については、次期大会時に返還する。

なお、各種目の優勝校には、返還時にレプリカを授与する。

12. 参加資格

①選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。

②選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、各都道府県の専門部及び高校連盟に選手登録し、当該競技実施要項により全国大会の参加資格を得た者に限る。但し、専門部及び高校連盟が設置されていない県については、高体連加盟校の生徒であることとする。

③年齢は平成13年4月2日以降に生まれた者とする。但し、出場は同一競技2回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさ

し、主催者が責任を持って調整・確認する)

④チームの編成において、全日制課程・定時制課程・通信課程の生徒による混合は認めない。

⑤複数校合同チームの大会参加は認めない。但し、統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前の2年間に限り合同チームによる大会参加を認める。

⑥転校・転籍後6ヶ月未満のものは参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる。)但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟専門部長又は高等学校連盟会長の許可があればこの限りではない。

⑦出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する都道府県高等学校体育連盟専門部長又は高等学校連盟会長の承認を必要とする。

⑧一般財団法人少林寺拳法連盟への令和元年度登録済み者であること。

※登録とは、所属先の団体登録及び選手の個人(会員)登録をいう。

⑨引率責任者(別記)の引率がない出場は認めない。

⑩学校対抗であるので、出場組及びチームは同一校の生徒とする。

⑪参加資格の特例

1. 上記①②に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟専門部又は高等学校連盟が推薦した生徒について、別途に定める規程に従い大会参加を認める。

2. 上記③の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技2回限りとする。

【大会参加資格の別途に定める規程】

1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟又は高等学校連盟の大会に参加を認められた生徒であること。

2 以下の条件を具備すること。

(1) 大会参加を認める条件

ア 本連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 参加希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致していること。

また、連携校の生徒による混成は認めない。

ウ 各学校にあっては、都道府県高等学校体育連盟又は高等学校連盟予選会から出場が認められ、全国大会への出場条件がみたされていること。

エ 各学校にあっては原則、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失すことなく、運営が適切であること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

ア 全国高等学校少林寺拳法選抜大会開催実施要項を遵守し、競技大会申合せ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

⑬選手の参加資格において、その不備・欠如等があった場合は、その該当者については、本大会も含め各地区及び各都道府県にて実施された、予選大会からその出場は無効扱いとする。

入賞した場合も、その受賞を認めない。

13. 引率

①引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人・組の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員(学校教育法施行規則

第78条の2に示された者)」も可とする。但し、当該都道府県高体連会長に申請し承認を得ること。

②監督・コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。

但し、各都道府県における規定があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うことを原則とする。

③引率責任者及び監督・コーチ等は競技中、競技フロアへの立ち入りを禁止する。

14. 選抜方法・出場枠数

①都道府県単位で代表選手を選出する。選抜方法は都道府県高等学校体育連盟の理解を得て、都道府県体育連盟専門部及び高校連盟に、その運営を一任する。

但し、前記の組織がない場合は、前述と同様に都道府県高等学校体育連盟の理解を得て、都道府県少林寺拳法連盟が代務することもある。

②都道府県ごとの出場組数

男女別に規定組演武の部2組、自由組演武の部2組、規定単独演武の部2名、自由単独演武の部2名、団体演武の部1チーム。

なお、規定組演武、規定単独演武については4級以下の者が出場し、自由単独演武、自由組演武は3級以上の者が出場する。

③ブロック大会で選出する場合は、参加都道府県数に各種目の出場枠数を掛けた数をブロック代表とする。ブロックは、公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部の定める地区区分とする。

15. 参加申込 : 大会参加は、都道府県高体連専門部及び高校連盟が一括して申し込むこと。

都道府県高体連専門部及び高校連盟がない場合は、その都道府県少林寺拳法連盟が一括して申し込みを行う場合もある。

《申込先》 全国高等学校少林寺拳法選抜大会 大会事務局

〒764-8511 香川県仲多度郡多度津町本通3-1-59

一般財団法人 少林寺拳法連盟 振興普及部

TEL 0877-33-2020 FAX 0877-56-6022

《参加費》 団体演武の部 1チームにつき 30,000円

自由・規定組演武の部 1組につき 8,000円

自由・規定単独演武の部 1名につき 4,000円

※参加費は、同封の郵便振替払込用紙を使用し、大会事務局へ送金のこと。

《締切》 令和2年1月10日（金）必着（参加費納入含む）

16. 弁論の部について

・指定されたテーマの中からいずれか一つを選択し、規定に従い発表原稿を作成、各都道府県担当者に提出する。

- ・各都道府県において優秀者2名を選考する。
 - ・各都道府県担当者が、優秀者2名の原稿をとりまとめて、申込先に送付する。
 - ・弁論発表に際しては、道具の使用や過度な身振り、手振り(手話など)は認めない。
- 《テーマ》 ①この時代に私はどう生きるか ②私にとっての平和とは
 ③少林寺拳法を通じて後輩に伝えたいこと ④私にとっての部活動
 ⑤高校少林寺拳法部の普及・発展について ⑥これから少林寺拳法が目指すところ
 ⑦少林寺拳法の教えを日常生活でどう生かすか
- 《規定》
- ・B4判400字詰め縦書き原稿用紙3枚とする。
 - ・原稿用紙は学校名の記載のないものを使用する。
 - ・記入は直筆に限る。パソコン・ワープロの使用は認めない。
 - ・テーマ・都道府県名・学校名・学年・資格・氏名(フリガナ)・年齢・性別を記入した表紙をつける。
 - ・1行目にテーマ、2行目より本文を書き始める。
 - ・原稿はコピーをしても明瞭なように文字は大きく濃く書く。
 - ・原稿にはページ数をつけ、表紙とともにクリップで綴じる。
 - ・原稿は返却しないので、必要な場合はコピーをとっておく。

《申込先》 〒421-1221 静岡県静岡市葵区牧ヶ谷680-1
 県立静岡西高校 教諭 宇佐美 智

TEL 054-278-2721 FAX 054-278-9003

《参加費》 本選出場者1名につき 4,000円 を演武出場費とは別に納入する。
 予選結果通知書とともに送付する郵便振替払込用紙を使用する。

《締切》 令和元年11月15日(金) 原稿必着

17. 宿泊・昼食申込 : 旅行業者に一任する。申込・変更等は旅行業者からの案内を参照すること。
 (11月発送予定)

18. 引率責任者会議 : 引率責任者1名(校長が認める職員又は部活動指導員)は、必ず出席すること。
 ※引率責任者(1名)以外の同席は認めない。

《会場》 善通寺市民体育館内 香川県善通寺市金蔵寺町398番地6
 TEL 0877-62-7400
 《日時》 3月21日(土) 14:30~15:00

19. 傷害保険 : 競技中の事故は、主催者側で傷害保険に加入しているので連絡すること。
 また、健康保険証は各自持参すること。

20. 大会日程

第1日目	3月21日(土)	※大会会場 全国高体連専門部常任委員会 出場校受付 都道府県専門委員長・理事長会議 引率責任者会議 開会式(弁論発表・講評含む) 諸連絡・解散 全国大会審査関連講習会(別途開催)
------	----------	--

第2日目	3月22日(日)	※大会会場 開場 審判会議 予選競技 昼休憩 予選競技 諸連絡 解散
------	----------	---

第3日目	3月23日(月)	※大会会場 開場 決勝進出者発表(掲示) 審判会議 決勝競技 昼休憩 技術研修 閉会式
------	----------	--

21. 大会事務局(問い合わせ先)

全国高体連専門部担当	◎京都翔英高等学校 教諭 岡澤 義晃 〒611-0013 京都府宇治市菟道大垣内33-10 TEL 0774-23-2238 FAX 0774-23-9088
連盟本部担当	◎一般財団法人 少林寺拳法連盟 振興普及部 谷 聰士・畔蒜 みく 〒764-8511 香川県仲多度郡多度津町本通3-1-59 TEL 0877-33-2020 FAX 0877-56-6022
ゼッケン担当 (申込先)	◎大阪産業大学附属中学校高等学校 教諭 山川 智博 〒536-0001 大阪府大阪市城東区古市1-20-26 TEL 06-6939-1491 FAX 06-6933-8482

全国高等学校少林寺拳法選抜大会規則

2019. 9. 10 改定施行

第1章 総則

第1条 目的

大会は、教育活動の一環として高等学校（後期中等学校を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、少林寺拳法の正しい姿を一般に公開して、高校生として健全な精神と肉体を育成することを目的とする。

第2条 態度

参加者は少林寺拳法の精神に則り、その目的を十分に認識し選手としてふさわしい態度で臨み、いたずらに選手個人や母校の名誉・勝利のみにとらわれることなく正々堂々と競技を行わなければならない。

第2章 参加資格および参加申し込み

第3条 参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、各都道府県の専門部及び高校連盟に選手登録し、当該競技実施要項により全国大会の参加資格を得た者に限る。但し、専門部及び高校連盟が設置されていない県については、高体連加盟校の生徒であることとする。
- (3) 年齢は当該年の4月2日以降に生まれた者とする。但し、出場は同一競技2回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、主催者が責任を持って調整・確認する）
- (4) チームの編成において、全日制課程・定時制課程・通信課程の生徒による混合は認めない。
- (5) 複数校合同チームの大会参加は認めない。但し、統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前の2年間に限り合同チームによる大会参加を認める。
- (6) 転校・転籍後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる。）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟専門部長又は高等学校連盟会長の許可があればこの限りではない。
- (7) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する都道府県高等学校体育連盟専門部長又は高等学校連盟会長の承認を必要とする。
- (8) 一般財団法人少林寺拳法連盟への当該年度登録済み者であること。
※登録とは、所属先の団体登録及び選手の個人（会員）登録をいう。
- (9) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とし、個人・組の場合は校長の認める学校の職員の引率がない出場は認めない。
- (10) 学校対抗であるので、出場組及びチームは同一校の生徒とする。
- (11) 参加資格の特例
 1. 上記（1）（2）に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟専門部又は高等学校連盟が推薦した生徒について、別途に定める規程に従い大会参加を認める。
 2. 上記（3）の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技2回限りとする。

【大会参加資格の別途に定める規程】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟又は高等学校連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加を認める条件
 - ア 本連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 参加希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致していること。
また、連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ 各学校にあっては、都道府県高等学校体育連盟又は高等学校連盟予選会から出場が認められ、全国大会への出場条件がみたされていること。
 - エ 各学校にあっては原則、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失すことなく、運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件
 - ア 全国高等学校少林寺拳法選抜大会開催実施要項を遵守し、競技大会申合せ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。
- (12) 選手の参加資格において、その不備・欠如等があった場合は、その該当者については、本大会も含め各地区及び各都道府県にて実施された、本大会の予選大会からその出場は無効扱いとし、若し本大会への出場があって入賞した場合は、その受賞を無効扱い（賞の返還）とする。

第4条 参加申し込み

大会参加申し込みは、都道府県高体連専門部及び高校連盟が取りまとめ、一括して申し込む。但し、前述の組織がない場合は、都道府県少林寺拳法連盟が代務する場合もある。

第5条 参加費

- (1) 組演武・団体演武および単独演武に出場する学校は、大会参加費を大会申し込みと同時に、所定の様式で納入しなければならない。

団体演武	1チームにつき	30,000円
自由・規定組演武	1組につき	8,000円
自由・規定単独演武	1名につき	4,000円
- (2) 弁論の部は、本選出場者1名につき4,000円を(1)の演武とは別納する。

第6条 選抜方法および出場組数

- (1) 都道府県単位で選出する。選抜方法は都道府県高等学校体育連盟の理解を得て、都道府県高等学校体育連盟専門部及び高校連盟に、その運営を一任する。
但し、前記の組織がない場合は、前述と同様に都道府県高等学校体育連盟の理解を得て、都道府県少林寺拳法連盟が代務することもある。
- (2) 都道府県ごとの出場枠は、規定組演武2組、自由組演武2組、団体演武1組、規定単独演武2名、自由単独演武2名とする。
なお、規定組演武・規定単独演武については4級以下の者が出場し、自由単独演武・自由組演武については、3級以上の者が出場する。
- (3) 弁論の部は、各都道府県において2名を選考する。
各都道府県担当者が発表原稿をとりまとめて、公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会に提出する。
- (4) なお、ブロック大会で選出する場合は、参加都道府県数に各種目の出場枠数を掛けた数をブロック

代表とする。ブロックは、高校連盟の定める地区区分とする。

第7条 演武の部の重複出場の禁止

自由・規定組演武、自由・規定単独演武の出場は1人1種目とする。
但し、団体演武は兼ねて出場できる。

第8条 選手登録

- (1) 地区予選参加申し込み時に登録した者以外の者を含む時、失格とする。
- (2) 団体演武については8名まで登録ができ、そのうち6名が演武するものとする。
- (3) 選手は、地区予選出場時の資格（武階）をもって、本大会への登録をするものとする。
- (4) 出場選手における登録（各都道府県専門部及び高校連盟への選手登録、一般財団法人少林寺拳法連盟への所属団体登録並びに個人（会員））がなされていない場合、その該当者については、各都道府県予選大会から本大会をも、その出場について無効扱いとする。入賞した場合も、その受賞は認めない。（賞の返還）

第3章 競技種目および表彰

第9条 競技種目

競技種目は、演武の部10種目と弁論の部とする。

- (1) 演武の部 男子 規定組演武
自由組演武
規定単独演武
自由単独演武
団体演武（6名）
- 女子 規定組演武
自由組演武
規定単独演武
自由単独演武
団体演武（6名）

但し、組演武は二人で行うものとし、男女の混合は認めない。また、団体演武は1・6構成については単独演武、2～5構成については組演武にて行うこととする。

なお、構成の組み方については自由とする。

- (2) 弁論の部 発表論旨（B4判400字詰め原稿用紙3枚）と表現（発表態度）について審査を行う。

詳細は大会要項において指示する。

第10条 表彰

- (1) 各種目とも6位まで決め賞状を授与する。

次の種目等に対し、次の賞が与えられる。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ・弁論の部 | 1位 少林寺拳法グループ代表賞 |
| ・演武の部 男子規定組演武 | 1位 少林寺拳法振興議員連盟会長賞 |
| 女子規定組演武 | 1位 少林寺拳法振興議員連盟会長賞 |
| 男子自由組演武 | 1位 日本武道館賞 |
| 女子自由組演武 | 1位 日本武道館賞 |
| 男子団体演武 | 1位 文部科学大臣賞 |
| 女子団体演武 | 1位 文部科学大臣賞 |
| 男子自由単独演武 | 1位 香川県知事賞 |
| 女子自由単独演武 | 1位 香川県知事賞 |
| 男子規定単独演武 | 1位 四国新聞社賞 |
| 女子規定単独演武 | 1位 四国新聞社賞 |

- (2) 最優秀都道府県賞（男子・女子）

ア 男女共に、都道府県の総合得点により、最優秀都道府県に公益財団法人全国高等学校体育連盟

- 少林寺拳法専門部より都道府県最優秀旗を授与する。
- イ 都道府県の総合得点は、各種目において次の得点を加算する。
※1位に10点・2位に8点・3位に6点・4位に5点・5位に4点・6位に3点を加算する。
- ウ 同点の場合は、1位の組数の多い都道府県に賞を与える。
※1位数が同数の場合は2位数で、以下同様にして一都道府県を選出する。
- (3) 各種目の優勝杯、最優秀都道府県賞旗については、次期大会時に返還する。
尚、各種目の優勝校には、返還時にレプリカを授与する。

第4章 競技方法

第11条 服装及び姿勢等

- (1) 大会目的に反する頭髪・服装・態度の者の出場は認めない。
- (2) 道衣・帯は、一般財団法人少林寺拳法連盟公認のものを着用すること。
- (3) 道衣・帯以外のものを身に着けたり、持たない。(例. はちまき、胴など)
- (4) 男子は原則として道衣の下にTシャツを着用しない。
- (5) 女子が道衣の下にTシャツを着用する場合は、白色(ワンポイント可)のものとする。
- (6) 出場者は全国高等学校少林寺拳法選抜大会指定のゼッケンと所属章を、指定している箇所に必ずつけること。
- (7) 男女とも頭髪の加工は禁止する。また頭髪(後髪)については、ゼッケンにかからない、前髪・横髪・後髪とも目に入らない(かからない)ようにすること。尚、女子の髪留めについては、金属製・プラスチック製髪留め具やリボンなどの使用は禁止とし、黒又は紺色のゴム製髪留め具を使用して、後ろで束ねること。
- (8) 競技中の眼鏡、ハードコンタクトレンズの使用は禁止とする。
- (9) これら服装規定に違反した場合や、一般財団法人少林寺拳法連盟競技規則 細則 服装規定に違反した者の出場は認めない。

第12条 演武の構成及び武階と使用できる技

- (1) 地区予選参加申し込み時の武階において、演武者の武階の最終科目内の技を使用することができる。
但し、団体演武については、演武者の最高武階の最終科目内の技を使用することができる。
(但し、補欠の資格は対象外とする。)
- (2) 資格以上の技を行った場合は、一技につき総合点より10点減点する。
但し、次の内容については、許容範囲として認める。
①演武者が、「見習い・6級・5級・4級」の場合は、3級科目までの技が使用できる。
②演武者が、「3級・2級・1級」の場合は、初段科目までの技が使用できる。
※尚、減点対象の事象が発生した場合は、それぞれに応じた減点を行う。
- (3) 自由単独演武の部で、単独基本法形演武を行う場合は基本に準じ、攻技・防技に関して変化・省略などはしないこと。攻技・防技に関して変化・省略など行った場合は、総合点より10点減点する。
但し、規定単独演武の部及び団体演武の部1・6構成の単独演武(規定)において、攻技・防技に関して変化・省略など行った場合は失格とする。
また、単独基本法形演武を行う場合は一方向で一構成とする。
- (4) 演武の構成は6構成とする。6構成より過不足があるとみなされた場合は、総合点から10点減点する。
- (5) 規定組演武の部は、大会要項にて指示されている技をそれぞれの構成の最初に入れて順序どおり行うこと。交互に行う必要はない。尚、規定技の順序が違った場合は、失格とする。
- (6) 規定単独演武の部は、大会要項にて指示されている技をそれぞれの構成の最初に入れて順序どおり行うこと。尚、規定技の順序が違った場合は、失格とする。

第13条 競技場

- (1) 演武開始をコート中央とする。演武中、区画線を越えても減点とならないが、演武終了も中央を原則とする。
但し、組演武において、演武終了後、審判員は注意を与える義務を有する。
- (2) コートの広さは、原則として7m四方とし、区画線は幅5cmから10cmの白線とする。

- (3) 競技出場前の待機については、主審席対面で待機せず、指定次待機場所（ネクストコーナー）で、ウォーミング・アップをして待機する。
尚、ウォーミング・アップは、競技及び審査の妨害にならない程度での練習も可とする。
但し、気合いを出したり、投げを行ったりはしないこと。

第14条 演武時間

- (1) 組演武、団体演武においては、開始から終了まで、1分30秒以上2分以内とし、未満超過は10秒ごとに、総合点より5点減点する。
尚、3分を超える場合は失格とする。
- (2) 単独演武においては、開始から終了まで、1分以上1分15秒以内とし、未満超過は10秒ごとに、総合点より5点減点する。
尚、2分を超える場合は失格とする。
- (3) 組演武においては、相対合掌礼により開始し、相対合掌礼により終了するものとする。
- (4) 単独演武、団体演武においては、正面合掌礼により開始し、正面合掌礼により終了するものとする。
- (5) 演武時間において小数の時間は、演武時間の対象としない。

第15条 組み合せ

同一都道府県選出チームが同一コートに出場することは、極力避ける。

第16条 予選通過組数

- (1) 予選通過組数は、12～16組程度を目安とするが、エントリー数によって変動することがある。
最終判断は公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会が決定する。
- (2) 予選通過者（決勝進出者）決定後の繰り上げ選出は一切しない。

第5章 演武の審判基準

第17条 判定

- (1) 審判員による採点法により順位を決定する。
- (2) 順位は、総合点（最高300点）より減点分を引いた点の高い組より決める。
- (3) 審判員は、演武の技術度、表現度を併せて採点し、その結果を明示する。
- (4) 審判員の宣告は絶対であり、何人もこの宣告に従うものとする。

第18条 審判員数と算出方法

- (1) 審判員数は、監査審判員を含め6名を原則とする。
- (2) 主審および副審おのの5名が技術度(60点)表現度(40点)を採点し、合計点の最高点、最低点を除いた審判員3人の合計を総合点とする。
尚、最高点で同点が出た場合は、技術度の得点の低い方を残し、最低点が同点の場合、技術度の得点の高い方を残すものとする。

第19条 審判員の配置

- (1) 審判員と関係（監督・支部長など）のある組が出場しているコートでの審判は原則しない。
- (2) 審判員の配置は、公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会において検討し決定する。

第20条 審判員資格

- (1) 一般財団法人少林寺拳法連盟の「少林寺拳法公認審判員認定規則」に定める公認審判員とする。
- (2) 審判員は、大会実行委員会（一般財団法人少林寺拳法連盟・公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会）で検討し選出された者とする。なお、審判長は同専門部常任委員会が検討し選出する。

第21条 採点基準

- (1) 演武は、選手として少林寺拳法の基本を忠実に実行しているかを判断し、見栄えや派手さにとらわれず、技術の正確さ、武的要素に重点をおいて採点する。
- (2) 評価基準は、一般財団法人少林寺拳法連盟の演武審査要領による。
- (3) 技術度は部分評価であり1構成ごとに審査し、表現度は全体評価であり審査項目により審査する。

第22条 同点の取り扱い

- (1) 同点の場合は、以下の処理をする。
 - ① 総合点の技術度の高い方を上位とする。
 - ② なおも同点の場合は、主審の合計点が高い方を上位とする。
 - ③ なおも同点の場合は、主審の技術度の得点の高い方とする。
- ※ 上記の場合、主審の採点が総合点に加算されているか否かは問わない。
- ④ なおも同点の場合は、審判団協議の上決定する。
 - なお④の審判団協議を実施するのは、決勝の1位から6位を決定する場合のみとする。
 - 他は①②③を見て同点の場合は、同点同順位とする。(決勝進出組数が増加する場合もある)

第6章 弁論の部の審査基準

第23条 予選

審査項目および配点は、発表論旨60点・表現40点とする。
このうち、発表論旨について、公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会にて審査し、上位6名を選出する。

第24条 決勝

予選において選出された6名による弁論発表を行う。
発表の表現(発表態度)について、公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会により指名された審査員が審査し、発表論旨の評価と合計して順位を決定する。

第7章 罰則

第25条 出場資格の取り消し

すでに述べた条項の失格条件の他に、「第1条 総則」に定める内容に大きく反する場合は、審判長名をもって出場校(選手・チーム)に対して失格・出場の取消しを宣告することができる。

第8章 関連する諸規則等

第26条 準拠すべき諸規則

- 本文に記載なき事項は、次の諸規則による。
- (1) 少林寺拳法競技規則 (一般財団法人 少林寺拳法連盟)
 - (2) 少林寺拳法審判規則 (一般財団法人 少林寺拳法連盟)
 - (3) 本大会実施要項並びに大会規則、申し合せ事項
 - (4) 本大会審判申し合せ事項

第27条 適用する諸規定

- (1) 救護・事故の対策については
「全国高等学校少林寺拳法選抜大会救護事故対策規定」を適用する。
- (2) 弁論の部の審査にあたっては
「全国高等学校少林寺拳法選抜大会弁論審査規定」を適用する。

- (3) 審判員を配置するにあたっては
「全国高等学校少林寺拳法選抜大会審判配置規定」を適用する。

第9章 附則

第28条 異議の申し立て

- (1) 審判員等の判定に対しては、一切異議の申し立てを認めない。
(2) 本大会（要項・申し合せ事項、規則）の実施に関して疑義及び異議がある場合は、都道府県代表者（都道府県高体連専門委員長及び高校連盟理事長）を通じて、大会実行委員会に対して申し立てができる。但し、原則文書によるものとする。以外の申し立てについては一切受け付けない。
※出場校等からの個々の申し立て及び問い合わせ等については、一切取り合わないものとする。

第29条 本規則の改廃は、公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会において審議し改定する。

本規則は、1998年 3月21日より施行する。
本規則は、1999年 3月21日より一部改定し施行する。
本規則は、2000年 7月29日より一部改定し施行する。
本規則は、2004年 4月 1日より一部改定し施行する。
本規則は、2009年 8月 5日より一部改定し施行する。
本規則は、2010年 8月 1日より一部改定し施行する。
本規則は、2011年 4月10日より一部改定し施行する。
本規則は、2012年 9月 1日より一部改定し施行する。
本規則は、2013年12月 7日より一部改定し施行する。
本規則は、2014年 8月 7日より一部改定し施行する。
本規則は、2015年 7月30日より一部改定し施行する。
本規則は、2017年 4月 1日より一部改定し施行する。
本規則は、2019年 9月10日より一部改定し施行する。

第23回全国高等学校少林寺拳法選抜大会申し合わせ事項

- 本「申し合わせ事項」については、実施要項並びに大会規則と重複するところもあるが、本大会の準拠すべき諸規則と同等として取り扱うものとする。

1. 選手の服装・身嗜み・頭髪等について

(1) 選手の服装について

実施要項並びに大会規則に準ずるものであるが、細部について次に示すところとする。

【服装規定】※少林寺拳法競技規則 取扱規則 第3章 第5条 細則 服装規定より抜粋

- ① 道衣・帯は少林寺拳法公認のものとし、体格に応じたものを着用する。
※極端に太いズボンは着用しない。
清潔感に留意し、汚れがひどい道衣は着用しない。
- ② 袖章は規定通りのものを着用すること。(役職、資格に応じたもの)
- ③ 道衣の後襟、前襟下方、ズボン前上方に必ず名前を記入すること。
原則として、黒色で名前のみ記す。卍等の刺繡等はしない。
- ④ 道衣の袖や裾をまくりあげないこと。
- ⑤ 上着の袖は「手首と肘の中間」、ズボンの裾は「足首と膝の中間に」位置すること。
〔一般（中学生以上）〕 ※袖及び裾の長さについて
・袖の位置は、手首の関節から上に5cm以上、肘から下に10cm以上とする。
・ズボンの裾はくるぶしから上に10cm以上、膝から下に15cm以上とする。
ズボンの幅は体格に応じたものとする。
※上記の数値については、直立で手を真っ直ぐ下ろした状態でそれぞれの関節中央部から計測した場合とする。
- ⑥ 中学生以上の男性拳士は原則として道衣の下にシャツを着用しない。女性が道衣の下にシャツを着用する場合は、色は白色（※指定のワンポイント可）とし、見苦しくないようにする。

(2) 頭髪においては、極端な長髪は避け、端正な髪形とする。

- (3) 男女共、頭髪の加工（染髪・パーマ等）は一切しないこと。頭髪（後髪）については、ゼッケンにかかるない、前髪・横髪は目に入らないようにすること。尚、女子の髪留めについては、金属・プラスチック製髪留め具やリボンなどの使用は禁止とし、黒又は紺色のゴム製髪留め具を後髪のみで使用すること。
- (4) ゼッケンは、道衣背部の上部縫い目に沿う形で、ゼッケンの上辺が来る状態にて、上下左右の辺すべてを縫い付けること。
- (5) 競技出場中については、眼鏡・コンタクトレンズ（ハードタイプ）の使用は禁止する。
- (6) 原則としてサポーターの使用は不可とする。

2. 選手の競技出場前後の立ち居・振る舞い等について

- (1) 各競技ごとにアナウンスの下、各コートまで係員先頭で入場行進を行う。については、係員の指示に従い、凛とした姿勢で行進すること。
- (2) 競技出場前の待機については、主審席対面で待機せず、指定次待機場所（ネクストコーナー）で、ウォーミング・アップをして待機する。

※尚、ウォーミング・アップは、競技及び審査の妨害にならない程度での練習も可とする。但し、気合いを出したり、投げを行ったりはしないこと。

- (3) 前の競技者が退場してから、主審席対面（コート入場位置）へ移動し、選手名を呼ばれてから、返事をしてコートへ入場する。

※返事は力むことなく、凛とした姿勢で普通に「はい」と返事をし、合掌礼をしてコートへ入場する。
尚、団体演武については、代表者1名が返事をする。

- (4) コートへの入場前、腕を伸ばして互いの間合いを確認したりしないこと。また組演武、団体演武においては、一列横隊から入場すること。

- (5) コートへの入退場は、凛とした姿勢を保ち、普通に歩行して入退場を行う。団体演武においても、代表者1名が返事をしたら、全員が揃って、同様に凛とした姿勢を保って、普通に歩行し、入退場を行う。

※入場前にポーズをとて、掛け足や歩調など、一切パフォーマンス的な行動はしないこと。

- (6) コートへ入場後、組演武は相対となり、礼を行って直ちに演武を行う。単独演武・団体演武は、正面礼を行って直ちに演武を行う。

- (7) 組演武競技は相対礼により終了とし、単独演武・団体演武競技は正面礼により終了とする。それぞれ礼の後は、直ちにコート外（主審席対面）に出て、正面に礼をして、控場所に向かい待機する。

※演武開始時、終了時に定められた合掌礼が行われない場合は失格とする。

3. 選手の出場取消（棄権）・変更について

- (1) 選手の出場取消（棄権）・変更が発生した場合、当該校の引率責任者は直ちに大会実行委員会へ「出場取消・変更届」（所定様式）を提出し、その届け出を行うこと。その届け出が無い場合は失格扱いとし、出場は認めない。またその該当校の次年度大会への出場も認められない場合もある。

尚、出場取消（棄権）・変更が発生した場合は、大会実行委員会への届け出と共に、当該都道府県代表者（委員長又は理事長）へも報告をすること。

〔留意〕※変更については団体演武のみに適用されるものであり、組演武・単独演武は認めない。

また、団体演武で変更を行ったことにより、演武者の最高武階によって使用技が制限されることもある。

一度提出した「出場取消・変更届」（所定様式）は、決勝競技まで有効となるので、決勝競技で再度、出場選手を変更する場合は、その都度提出すること。

- (2) 出場者は、召集点呼の際に、本人確認ができない場合は、棄権と見なすこともある。

4. 諸会議について

- (1) 専門委員長及び理事長会議について〔全国高体連少林寺拳法専門部・全国高校少林寺拳法連盟臨時総会について〕

同会議については、各都道府県の高体連専門委員長及び高校連盟理事長が出席すること。

尚、該当者が欠席する場合は、できる限りその組織の責任ある代理者が出席すること。

- (2) 引率責任者会議について

同会議については、参加校の引率責任者は必ず出席すること。尚、出席については各校1名（引率責任者）が出席するものとする。

5. 決勝進出者・組・チーム（予選通過）の発表について

決勝進出者・組・チーム（予選通過）の発表については、全ての種目とも大会3日目（午前8時10分）に会場内所定箇所において、掲示により発表する。

なお、決勝競技の演武の順番については、PC操作による乱数表によって決定される。

6. 開会式及び閉会式について

本大会に参加する選手は、開会式・閉会式には全員道衣着用の上、参加することを原則とする。

※開会式・閉会式に参加できない場合は、その理由とともに、大会事務局に申し出ること。

7. その他

(1) 本大会の選手の選抜について

各都道府県高体連少林寺拳法専門部及び高校少林寺拳法連盟が主管する予選会を経て選抜され、尚も本大会の参加資格に適応する者を選出する。

尚、当該県で上の専門部及び連盟が無い場合は、本大会の趣旨に沿って都道府県少林寺拳法連盟が代務して、その予選会を開催することもある。

予選会については、原則本大会の実施要項・規則・申合せ事項等に準じて行うものとするが、競技方法において開催地の諸事情がある場合は、事前に全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部（大会実行委員会）へ相談の上、変更して実施する場合もある。

(2) 受付指定時間に受付を行わなかった場合、並びに引率責任者会議に引率責任者が出席しなかった場合は、出場辞退（棄権）として取り扱う。

(3) 本大会競技中の応援、声援については可とする。むしろ積極的に秩序ある応援をしあい、大会を盛り上げるよう努めること。

(4) 各校の部旗等の掲示は可とする。但し、実行委員会側が認める規定に基づいた範囲で、掲示すること。

(5) 本大会への質問、疑義・異議の申し立てについて

本大会への質問、疑義・異議の申し立ては、都道府県代表者（高体連専門委員長及び高校連盟理事長）を通じて、文書をもって行うものとする。

但し、審判員等の判定に対しては、一切疑義、異議の申し立ては認めない。

詳しくは、全国高等学校少林寺拳法選抜大会「疑義・異議申し立てに関する細則」の通りとする。

第23回全国高等学校少林寺拳法選抜大会 規定科目について

第23回全国高等学校少林寺拳法選抜大会において、規定種目は下記のとおりです。

- (1) 規定組演武、規定単独演武については、下記の技をそれぞれの構成の最初に入れて順序どおり演武を行う。

【規定組演武の部】

1. 内受突(裏) [6級]
2. 小手抜 [6級]
3. 上受蹴 [5級]

※上受蹴については、表・裏のどちらを行ってもよい。

4. 突天一 [3級]
5. 送巻天秤 [4級]
6. 打上突 [4級]

※打上突については、裏・表のどちらを行ってもよい。

【規定単独演武の部】

1. 義和拳第一系 [5級]
2. 小手抜 [6級]
3. 天地拳第三系 [3級]
4. 切抜(外) [4級]
5. 天地拳第二系 [4級]
6. 両手寄抜 [3級]

- (2) 団体演武については、1・6構成は単独演武とし、2～5構成については組演武にて構成すること。

※1・6構成については下記の中より、資格に応じてそれぞれ抽出して一方向のみ行う。

天地拳1～6系、義和拳1・2系、龍王拳1・3系、龍の形(逆小手)、紅卍拳、白蓮拳第1系

- (3) その他

※上記の各種目においては、規定通り実施されなかった場合、失格とする。

※H24.9.1施行(大会規則改訂)により、技の使用について以下の許容範囲を設ける。

- ①演武者が、「見習い・6級・5級・4級」の場合は、3級科目までの技が使用できる。
- ②演武者が、「3級・2級・1級」の場合は、初段科目までの技が使用できる。

以上